

国民年金

令和5年度の国民年金保険料は月額16,520円です。
納付は前納・早割がお得です。

納付書による前納

1年前納(4月～翌3月分)と6か月前納(4月～9月分、10月～翌3月分)の納付書が、日本年金機構から4月上旬に送付されますので、金融機関(郵便局を含む)またはコンビニエンスストア、電子納付で納付期限までに納めてください。毎月払い用の納付書も同封されていますので、重複して納付しないようご注意ください。

口座振替による前納

口座振替は、2年前納(4月～翌々年3月分)、1年前納、6か月前納、早割(当月末振替)については割引が適用されます。

口座振替を希望する方は、基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書や年金手帳等)と通帳、届け出印をご用意のうえ、金融機関(郵便局を含む)または年金事務所で手続きをお願いします。

※2年前前納用の納付書はコンビニエンスストアで使用できません。

※年度途中からの前納もできますので、希望する方は年金事務所へお問い合わせください。

問 千葉年金事務所

☎043(242)6320



	割引前	口座振替		納付書	
		割引額	割引後	割引額	割引後
2年前納	402,000円	16,100円	385,900円	14,830円	387,170円
1年前納	198,240円	4,150円	194,090円	3,520円	194,720円
半年前納	99,120円	1,130円	97,990円	810円	98,310円
早割(当月末振替)	16,520円	50円	16,470円	適用なし	
毎月納付(翌月末振替)	16,520円	—	16,520円	—	16,520円

障害を負った時にも安心

学生納付特例制度

所得の少ない学生が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

対象 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、前年所得が基準以下の方または退職(失業)等の理由がある方

・所得の目安 128万円+(扶養親族の数×38万円)+社会保険料控除等

申請期間 令和5年度分の受付は4月から開始しています。承認された場合は、4月から令和6年3月までの納付が猶予されます。また、過去に納め忘れがある場合は、2年1か月までさかのぼって申請できます

必要なもの ①マイナンバーカード(個人番号がわかるもの)または基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書または年金手帳等)

②学生証(コピー可)または在学証明書

注意点 学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されますが、年金額には反映されません。この期間を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

申問住民課国保年金班 ☎84-1214

ゆとりある老後を過ごすために

国民年金基金

国民年金基金は、自営業者やフリーランスの方々が、ゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乘せる公的な年金です。

加入対象者

- ・20歳以上60歳未満の国民年金の一号被保険者の方
- ・60歳以上65歳未満の方や海外居住者で国民年金に任意加入されている方

基本は終身年金なので、生涯にわたって年金を受け取ることができます。支払った掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

※全国国民年金基金千葉支部は令和4年5月1日に統合し、全国国民年金基金首都圏支部となりました。

問 全国国民年金基金

☎0120-65-4192

資料請求はこちらから→

